

			の算定方法(告示)]
第69条第1項	省令	一部負担金の減額等の特例を後期高齢者医療広域連合が採ることができる特別な事情 ◇被保険者が震災、風水害、火災等により著しい損害を受けたこと等	施行規則 [老健則第20条第1項]
第70条第5項	告示	指定法人が審査する診療報酬請求書(超高額のレセプト)の基準 ◇診療報酬明細書(歯科診療以外)のうち合計点数が40万点以上のもの、歯科診療に係る診療報酬明細書のうち合計点数が20万点以上のもの等	新規告示 [社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項及び国民健康保険法第四十五条第六項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書(告示)]
第70条第6項	省令	指定法人が超高額レセプトの審査を行わせることができる者の要件	施行規則
同条第7項	省令	保険医療機関等の療養の給付に関する費用の請求に関して必要な事項 ◇請求省令の定めるところにより請求する。 ◇費用の請求に関し必要な事項の保険医療機関等から都道府県知事への届出 ◇指定法人による診療報酬請求書の審査を行う特別審査委員会の設置 ◇特別審査委員会の組織 ◇特別審査委員会の権限 ◇診療報酬審査委員会(国保連合会設置)の規定の準用	施行規則 [老健則第21条] [老健令第5条] [国保則第42条の2] [国保則第42条の3] [国保則第42条の4] [国保則第42条の5]
同項	告示	食事療養標準負担額 ◇一般所得者について、一食につき260円(日額780円、月額2.4万円)	新規告示 [老人保健の食事療養に係る標準負担額]
同項	省令	食事療養標準負担額が低額となる者 ◇低所得者(低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ、老齢福祉年金受給者)	施行規則 [老健則第23条]
同条第7項	省令	入院時食事療養費に係る領収書の交付手続 ◇領収書には、標準負担額とその他の費用の額を区分して記載	施行規則 [老健則第26条、国保則第26条の6]
同条第10項	政令	食事療養及び入院時食事療養費の支給について健康保険法の規定を準用する際の技術的読替	施行令 [老健令第6条]

	省令	<p>保険医療機関等の入院時食事療養費に関する費用の請求に関して必要な事項</p> <p>◇請求省令の定めるところにより請求する。</p> <p>◇費用の請求に関し必要な事項の保険医療機関等から都道府県知事への届出</p>	<p>施行規則(準用された法第70条第7項により委任)</p> <p>[老健則第21条]</p> <p>[老健令第7条]</p>
同項	告示	<p>生活療養標準負担額</p> <p>◇一般所得者について、食費として一食につき460円(日額1,380円(月額4.2万円))、居住費として320円(月額1.0万円)等</p> <p>◇低所得者については減額し、入院医療の必要性の高い状態が継続する患者等については食事療養標準負担額と同額とする。</p>	新規告示
同項	省令	<p>生活療養標準負担額が低額となる者</p> <p>◇低所得者のほか、入院医療の必要性が高い状態(人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する者や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)、難病等)が継続する患者等</p>	施行規則
同条第7項	政令	<p>生活療養及び入院時生活療養費の支給について健康保険法の規定を準用する際の技術的読替</p>	施行令
	省令	<p>保険医療機関等の入院時生活療養費に関する費用の請求に関して必要な事項</p> <p>◇請求省令の定めるところにより請求する。</p> <p>◇費用の請求に関し必要な事項の保険医療機関等から都道府県知事への届出</p>	<p>施行規則(準用された法第70条第7項により委任)</p> <p>[老健則第21条]</p> <p>[老健令第7条(入院時食事療養費)]</p>
同項	省令	<p>入院時生活療養費に係る領収書の交付手続</p> <p>◇領収書には、標準負担額とその他の費用の額を区分して記載</p>	施行規則(準用された第74条第7項により委任)
同条第6項	政令	<p>評価療養、選定療養及び保険外併用療養費の支給について健康保険法を準用する際の技術的読替</p>	<p>施行令</p> <p>[老健令第8条(特定療養費)]</p>
	省令	<p>保険医療機関等の保険外併用療養費に関する費用の請求に関して必要な事項</p> <p>◇請求省令の定めるところにより請求する。</p> <p>◇費用の請求に関し必要な事項の保険医療機関等から都道府県知事への届出</p>	<p>施行規則(準用された法第70条第7項により委任)</p> <p>[老健則第21条]</p> <p>[老健令第9条(特定療養費)]</p>
同項	省令	<p>保険外併用療養費に係る領収書の交付手続</p>	施行規則(準用された法第76条)

		◇領収書には、当該療養につき算定した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額と、その他の費用の額を区分して記載	第6項により委任) [国保則第26条の8、老健則第28条]
第78条第1項	省令	訪問看護療養費が支給される治療の必要の程度に係る基準 ◇病状が安定期にあり、家庭において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要すること	施行規則 [老健則第32条、健保則第67条]
同項	省令	訪問看護療養費が支給される訪問看護(指定訪問看護)の提供者(看護師以外) ◇保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士	施行規則 [老健則第33条、健保則第68条]
同条第2項	省令	訪問看護療養費の支給につき後期高齢者医療広域連合が必要と認める場合 ◇被保険者が寝たきりの状態又はこれに準ずる状態にあると認められる場合	施行規則 [老健則第34条、国保則第27条の2]
同条第8項	政令	指定訪問看護及び訪問看護療養費の支給について療養の給付の規定を準用する際の技術的読替	施行令 [老健令第12条]
	省令	◇費用の請求に関し必要な事項の保険医療機関等から都道府県知事への届出 ◇領収証には、基本利用料及びその他の利用料について、個別の費用ごとに区分して記載	施行規則(準用された第74条第7項により委任) [老健令第11条] [老健則第38条、国保則第27条の4]
同条第11項	政令	訪問看護療養費の算定方法の適用、訪問看護療養費の請求等 ◇指定訪問看護事業者から都道府県知事への訪問看護療養費の請求に関し必要な事項の届出	施行令 [老健法施行令第11条]
	省令	◇支払基金及び国保連への審査・支払事務の委託	施行規則(施行令により委任) [老健法施行規則第37条]
第82条第2項	政令	特別療養費に係る療養及び特別療養費の支給について健康保険法等の規定を準用する際の技術的読替	施行令 [国保令第28条の6]

	省令	特別療養費に係る領収証の記載につき、保険外併用療養費に係る領収証の記載に係る規定の準用	施行規則(準用された法第74条第7項(第78条第8項において準用する場合を含む。)により委任) [国保則第27条の8]
第83条第1項	省令	移送費の算定方法 ◇最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額	施行規則 [老健則第40条、国保則第27条の9]
同条第2項	省令	移送費の支給につき後期高齢者医療広域連合が必要と認める場合 ◇移送により法に基づく適切な医療を受けたこと等	施行規則 [老健則第41条、国保則第27条の10]
第84条第2項	政令 告示	高額療養費の支給要件、支給額、算定基準等 ◇高額療養費の支給要件及び支給額 ◇費用が著しく高額な一定の治療として厚生労働大臣が定める治療(人工腎臓等)を要する疾病として厚生労働大臣が定めるもの(慢性腎不全等)に係る療養を受けた場合の高額療養費の支給額等 ◇高額療養費算定基準額(自己負担限度額)(一般所得者の世帯限度額を44,400円、外来限度額(個人単位)を12,000円とする等) ◇入院療養等について一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額にとどめること ◇入院療養以外の療養であって一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの(在宅時医学総合管理料が算定されるべき療養等)についての自己負担限度額、一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額にとどめること ◇省令委任規定	施行令 [老健令第14条] [老健令第14条第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病を定める件(告示)] [老健令第15条] [老健令第16条第1~6項] [老人保健法施行令第16条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養を定める件(告示)] [老健令第16条第7項]
	省令	◇高額療養費の算定対象となる公費負担医療に関する給付の種類 ◇高額療養費の算定対象となる特定疾病に係る療養を受けた者に係る広域連合長の認定申請手続、特定疾病受療証の様式・交付・検認・更新、特定疾病受療証の保険	施行規則(施行令により委任) [老健則第44条] [老健則第45条、様式第1号] [国保則第27条の13、様式第1号の7]

		<p>医療機関等への提示等</p> <p>◇現役並み所得者の自己負担限度額の定率部分に係る療養に要した費用の額</p> <p>◇自己負担限度額の所得区分が低所得者Ⅰ及びⅡとなる要保護者(食事療養標準負担額について減額されたとすれば生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者)</p> <p>◇限度額適用・標準負担額認定証(仮称)の申請、交付等</p> <p>◇一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることとする公費負担医療に関する給付の種類</p> <p>◇公費負担医療等に係る高額療養費の特例(診療科名を異にする診療につき別個の保険医療機関等とみなす等)が適用される保険医療機関等を「旧総合病院」とすること</p> <p>◇高額療養費の支給申請(申請書の記載事項、添付書類等)</p>	<p>[老健則第46条,第49条(第46条を準用)]</p> <p>[老健則第47,48条]</p> <p>[老健則第50条]</p> <p>[国保則第27条の14の3、様式第1号の8]</p> <p>[老健則第51条]</p> <p>[老健則第51条の2]</p> <p>[老健則第52条]</p>
第85条第2項	政令	<p>高額介護合算療養費の支給要件、支給額、算定基準等</p> <p>◇後期高齢者医療の高額療養費算定世帯内で後期高齢者医療の自己負担額と介護保険の自己負担額を合算し、年間限度額(高額介護合算療養費算定基準額)を超える場合に高額介護合算療養費を支給</p> <p>◇年間限度額は一般所得者で56万円 等</p> <p>◇省令委任規定</p>	施行令
	省令	◇高額介護合算療養費の支給申請等	施行規則(施行令により委任)
第92条第1項	省令	<p>給付の差止めに係る保険料滞納期間</p> <p>◇1年6ヶ月</p>	<p>施行規則</p> <p>[国保則第32条の2]</p>
同項	政令	<p>給付差止の対象とならない特別の事情</p> <p>◇被保険者における災害・盗難、病気・負傷、事業廃止等保険料を納付することができないと認められる事情</p>	<p>施行令</p> <p>[国保令第29条の5により準用される同令第1条の3]</p>
同項	省令	<p>給付差止の方法</p> <p>◇一時差し止める保険給付の額は、滞納額に比し、著しく高額なものとならないようにする</p>	<p>施行規則</p> <p>[国保則第32条の4]</p>

同条第2項	政令	給付差止の対象とならない特別の事情 ◇被保険者における災害・盗難、病気・負傷、事業廃止等保険料を納付することができないと認められる事情	施行令 [国保令第29条の5により準用される同令第1条の3]
同項	省令	給付差止の方法 ◇一時差し止める保険給付の額は、滞納額に比し、著しく高額なものとならないようにする	施行規則 [国保則第32条の4]
同条第3項	省令	給付差止額と保険料滞納額との相殺に係る手続 ◇あらかじめ書面により、被保険者に対し、相殺する旨等を通知	施行規則 [国保則第32条の5]
第166条	省令	この法律のための手続その他の執行について必要な細則 (一部負担金) ◇現役並以上所得者の適用除外となる収入基準の適用を受けようとする者の申請手続 ◇一部負担金の減額・免除を受けようとする者の申請手続 ◇一部負担金減免証明書の交付 ◇保険医療機関等から療養の給付等を受ける際の一部負担金減免証明書の提示 ◇保険医療機関等から療養の給付等を受ける際の限度額適用・標準負担額減額認定証(仮称)の提出 (入院時食事療養費) ◇入院時食事療養費の支払方法(保険医療機関に対して支払う) ◇限度額適用・標準負担額減額認定証(仮称)の交付を受けた者が入院時食事療養費に係る療養を受ける際、保険医療機関に対し、被保険者証に減額認定証を添付すること ◇標準負担額減額に関する特例(減額認定証を提出しなかった場合) (入院時生活療養費) ◇入院時生活療養費の支払方法(保険医療機関に対して支払う)	施行規則 [老健則第19条、国保則第24条の3] [老健則第20条第2項] [老健則第20条第3項] [老健則第20条第4項] [老健則第50条第5項] [国保則第26条、老健則第22条] [国保則第26条の4、老健則第24条] [国保則第26条の5、老健則第25条]

◇限度額適用・標準負担額減額認定証(仮称)の交付を受けた者が入院時生活療養費に係る療養を受ける際、保険医療機関に対し、被保険者証に減額認定証を添付すること	
◇標準負担額減額に関する特例(減額認定証を提出しなかった場合)	
(減額認定証)	
◇限度額適用・標準負担額減額認定証(仮称)の申請・交付手続、様式	[国保則第26条の3第1,2項、様式第1号の6] [老健則第50条第1～4項]
◇減額認定証の返還、検認及び更新、再交付、各種届書への減額認定証の添付	[国保則第26条の3第3～8項]
(保険外併用療養費)	
◇保険外併用療養費の支払方法(保険医療機関に対して支払う)	[国保則第26条の7第1項、老健則第27条第1項]
◇食事療養等が含まれる場合の標準負担額減額特例に係る規定の準用	[国保則第26条の7第2項、老健則第27条第2項]
(療養費)	
◇療養費の支給申請(申請書の記載事項等)	[国保則第27条、老健則第29条(医療費)]
(訪問看護療養費)	
◇訪問看護療養費の支払方法(指定訪問看護事業者に対して支払う)	[国保則第27条の3、老健則第36条]
(特別療養費)	
◇特別療養費の支給申請(申請書の記載事項等)	[国保則第27条の5]
◇特別療養費に係る療養を取り扱った保険医療機関等から当該療養を受けた被保険者に係る広域連合への届出、届書の様式(請求省令に定める診療報酬明細書の様式の例による)等	[国保則第27条の6]
◇特別療養費に係る療養を取り扱った指定訪問看護事業者から当該療養を受けた被保険者に係る広域連合への届出、届書の様式(訪問看護請求省令に定める訪問看護療養費明細書の様式の例による)等	[国保則第27条の7]
(移送費)	
◇移送費の支給申請(申請書の記載事項等)	[老健則第42条、国保則第27条]

		の11]
	(診療報酬の審査・支払)	
	◇診療報酬請求書の審査期日(請求書の提出を受けた日の属する月の末日まで)	[国保則第29条]
	◇診療報酬請求書の審査につき苦情がある者は再度の考案を求めることができること	[国保則第30条]
	◇診療報酬の支払期日(審査が終わった日の属する月の翌月末まで)	[国保則第31条]
	◇診療報酬の支払事務の委託を受けた者に対する診療報酬支払に要する費用の預託	[国保則第32条]
	(その他保険給付に関する事項)	
	◇申請書の記載事項(申請人の氏名、住所、申請年月日)	[老健則第55条、国保則第28条の2]
	◇給付差止とならない特別の事情があるときの届出、届書の記載事項	[国保則第32条の3]
	◇給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者から広域連合に対する届出、届出事項(その事実、当該被保険者の氏名、第三者の氏名・住所、被害の状況等)	[国保則第32条の6、老健則第30, 39,43,53条]
	◇口頭による申請等	[老健則第54条]
	◇添付書類等の省略	[老健則第56条]
	◇療養の給付等の支給に関する処分の通知	[老健則第57条]
	(身分証明書の様式)	
	◇職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式	[老健則第63条、様式第2～第5号] [国保則第44条、様式第3～第6号]

<費用負担関係(定率負担、調整交付金、後期高齢者支援金、保険料、財政安定化基金、特別高額医療費共同事業等)>

法律の条項	政省令	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
第93条第1項	政令	定率国庫負担の算定方法 ◇医療等に要する費用の額から、損害賠償金、徴収金等を控除して得た額	負担金算定政令 [老健令第19条第1項、第20条第2項]
同条第2項	政令	高額な医療費に対する国庫負担の算定方法 ◇高額医療費負担対象額の4分の1を毎年度負担	負担金算定政令 [国保算定政令附則第19項]
同項	政令	高額な医療費に対する国庫負担の対象となるレセプトの額の算定基準 ◇被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養(レセプト1件)につき80万円超 ◇また、この額については、後期高齢者の医療費に占める80万円超のレセプトの額の割合が一定となるよう2年に一度スライド	負担金算定政令 [国保算定政令附則第14項]
第94条第1項	政令	定率国庫負担の減額に関する事項 ◇都道府県による収入確保措置に係る勧告に広域連合が従わなかった場合に国が負担金を減額	負担金算定政令 [国保算定政令第3条]
第95条第1項	政令	調整交付金の算定方法等 ◇調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。 ◇普通調整交付金の算定方法 (=調整対象需要額-調整対象収入額) ◇調整対象需要額の算定方法 ◇調整対象収入額の算定方法 ◇特別調整交付金の算定方法 ◇端数計算	負担金算定政令 [国保算定政令第4条] 調交算定省令(政令委任) [国保調交算定省令第1~3条] [国保調交算定省令第4条第1項第1号イ] [国保調交算定省令第5条] [国保調交算定省令第6条] [国保調交算定省令第9条]
第96条第1項	政令	定率都道府県負担の算定方法 ◇医療等に要する費用の額から、損害賠償金、徴収金等を控除して得た額	負担金算定政令 [老健令第19条第1項]
同条第2項	政令	高額な医療費に対する都道府県負担の算定方法	負担金算定政令

		◇高額医療費負担対象額の4分の1を毎年度負担	[国保算定政令附則第19項]
第97条第1項	政令	定率都道府県負担の減額に関する事項 ◇都道府県による収入確保措置に係る勧告に広域連合が従わなかった場合に都道府県が負担金を減額	負担金算定政令
第98条	政令	定率市町村負担の算定方法 ◇医療等に要する費用の額から、損害賠償金、徴収金等を控除して得た額	負担金算定政令
第99条第1項	政令	低所得者に係る保険料の軽減措置への繰入金の繰入方法 ◇繰り入れは、当該市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる。	負担金算定政令 [国保算定政令第4条の2第2項]
同項	政令	低所得者に係る保険料の軽減措置への繰入金の額の算定方法 ◇繰入額は、応益保険料(被保険者均等割)を減額することとなる額とする。 ◇繰入額の算定根拠となる保険料の応益部分の算定方法	負担金算定政令 [国保算定政令第4条の2第1項] 負担金算定省令(負担金算定政令により委任) [国保算定省令第6条の8、第17条]
同条第2項	政令	被用者保険の被扶養者に係る保険料の軽減措置への繰入金の繰入方法 ◇繰り入れは、当該市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる。	負担金算定政令 [cf.国保算定政令第4条の2第2項]
同項	政令	被用者保険の被扶養者に係る保険料の軽減措置への繰入金の額の算定方法 ◇繰入額は、応益保険料(被保険者均等割)を減額することとなる額とする。	負担金算定政令 [cf.国保算定政令第4条の2第1項]
同条第3項	政令	低所得者及び被用者保険の被扶養者に係る保険料の軽減措置への繰入金に対する都道府県の負担方法 ◇負担は、繰り入れが行われた年度において行う。	負担金算定政令 [国保算定政令第4条の2第3項]
第100条第1項	政令	後期高齢者交付金の算定方法等 ◇後期高齢者交付金=負担対象額×(1-後期高齢者負担率-100分の50)+特	負担金算定政令 [老健令第18条、国保算定政令第4条の4]

		<p>定費用額×(1-後期高齢者負担率)</p> <p>(注1)負担対象額…被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費等の支給に要する費用の額の合計額から、現役並み所得者に該当する者に係る当該合計額(特定費用の額)を控除した額</p> <p>(注2)後期高齢者負担率…平成20年度及び21年度は100分の10</p>	
第101条第1項	政令	<p>後期高齢者交付金の減額に関する事項</p> <p>◇都道府県による収入確保措置に係る勧告に広域連合が従わなかった場合に国が交付金を減額</p>	<p>負担金算定政令</p> <p>[国保算定政令第4条の4第2項で準用する第3条]</p>
第104条第2項本文	政令	<p>保険料の賦課基準</p> <p>◇①広域連合全区域にわたり均一の保険料率</p> <p>②被保険者個人単位で賦課</p> <p>③応益割は被保険者均等割、応能割は所得割とし、応益:応能=50:50を標準とする</p> <p>④所得割の対象所得は、旧ただし書所得(=総所得金額-基礎控除)</p> <p>⑤賦課限度額を定める 等</p> <p>◇減額賦課に係る基準(低所得者のほか、被用者保険の被扶養者に係る軽減措置を含む。)</p>	<p>施行令</p> <p>[国保令第29条の7第2項]</p> <p>[国保令第29条の7第5項]</p>
	省令	<p>◇基礎控除後の総所得金額等の補正方法</p>	<p>施行規則(施行令により委任)</p> <p>[国保則第32条の9]</p>
同条第2項ただし書	告示	<p>離島その他の医療の確保が著しく困難である地域の基準</p> <p>※無医地区のように近くに医療機関がなく、かつ、医療機関へのアクセスが困難である地域とする方向で検討中</p>	<p>告示</p> <p>[cf.厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準を定める件 他]</p>
同項ただし書	政令	<p>離島その他の医療の確保が著しく困難である地域における保険料率の算定基準</p> <p>※広域連合内均一保険料の50%を下限とする方向で検討中</p>	<p>施行令</p>

第107条 第110条	政令 省令	保険料の特別徴収に関する政省令委任事項 →別紙	施行令 施行規則
第114条	政令	保険料徴収の私人委託の方法 ◇被保険者への公表 ◇受託者が徴収した保険料の払い込み ◇市町村による当該委託に係る保険料徴収事務の検査	施行令 [国保令第29条の9]
第115条第1項	政令	保険料の賦課に関する基準を定める。 ◇第104条第2項と同じ	施行令 [国保令第29条の7]
第115条第2項	政令	保険料の徴収に関する事項(特別徴収を除く)に係る基準	施行令
第116条第1項第1号	政令	財政安定化基金による交付金の交付方法 ◇交付は特定期間(2年)の最終年度で行う ◇予定保険料収納率を不当に過大に見込んだ場合等の基金事業交付金の減額等	負担金算定政令 [介護負担金算定政令第6条第1項] [介護負担金算定政令第6条第5項]
同号	政令	財政安定化基金による交付金の算定方法 ◇予定保険料収納額から実績保険料収納額を控除して得た額(保険料不足額)の見込額の2分の1 (実績保険料収納額が保険料収納下限額を下回る場合には、予定保険料収納額から保険料収納下限額を控除した額の見込額の2分の1) ◇保険料不足額の見込額が、基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除して得た額(財政不足額)の見込額を上回るときは、財政不足額の見込額の2分の1	負担金算定政令 [介護負担金算定政令第6条第2～4項]
	省令	◇保険料収納下限額の算定根拠となる保険料最低収納率 ※収納率の実績を踏まえ、平成21年度に定める予定。 ◇基金事業対象比率の算定根拠となる標準給付費額に充てるべき額の算定方法 (注)基金事業対象比率…標準給付費額、財政安定化基金拠出金、基金事業借入金 の償還に要する費用の額の合算額の	負担金算定省令 [介護納付金算定省令第1条] [介護納付金算定省令第1条の2]

		総額から後期高齢者支援金、調整交付金等の見込額の総額を控除して得た額を、保険料収納必要額で除して得た率	
第116条第1項第2号	政令	<p>財政安定化基金による貸付金の貸付方法</p> <p>◇貸付は、特定期間の各年度において、単年度基金事業対象収入額が単年度基金事業対象費用額に不足すると見込まれる広域連合(特定期間の最終年度においては、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる広域連合)に対して行う</p> <p>◇保険料収納必要額を不当に過少に見込んだ場合又は予定保険料収納率を不当に過大に見込んだ場合等の基金事業貸付金の減額等</p> <p>◇貸付金の償還期限等</p>	<p>負担金算定政令</p> <p>[介護負担金算定政令第7条第1～3項]</p> <p>[介護負担金算定政令第7条第5項]</p> <p>[介護負担金算定政令第7条第6、7項]</p>
	省令	<p>◇単年度基金事業対象収入額の算定方法</p> <p>◇基金事業対象収入額の算定方法</p> <p>◇財政安定化基金拠出率</p>	<p>負担金算定省令</p> <p>[介護納付金算定省令第2条]</p> <p>[介護納付金算定省令第3条]</p> <p>[介護納付金算定省令第4条]</p>
同号	政令	<p>財政安定化基金による貸付金の算定方法</p> <p>◇基金事業貸付金は、基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除して得た額の見込額の1.1倍を限度とする</p>	<p>負担金算定政令</p> <p>[介護負担金算定政令第7条第4項]</p>
第116条第2項第1号	政令	<p>予定保険料収納額の算定方法</p> <p>◇特定期間における保険料収納必要額に基金事業対象比率を乗じて得た額</p>	<p>負担金算定政令</p> <p>[介護負担金算定政令第8条]</p>
同項第2号	政令	<p>実績保険料収納額の算定方法</p> <p>◇特定期間において収納した保険料の総額の合算額に基金事業対象比率を乗じて得た額</p>	<p>負担金算定政令</p> <p>[介護算定政令第9条]</p>
同項第3号	政令	<p>基金事業対象収入額の算定方法</p> <p>◇特定期間における実績保険料収納額、定率国庫負担、都道府県負担及び市町村負担、調整交付金等の合計額</p>	<p>負担金算定政令</p> <p>[介護算定政令第10条]</p>
同項第4号	政令	<p>基金事業対象費用額の算定方法</p> <p>◇特定期間における療養の給付等、財政安</p>	<p>負担金算定政令</p> <p>[介護算定政令第11条]</p>

		定化基金拠出金及び基金事業借入金の償還に要する費用の合計額	
同条第3項	政令	財政安定化基金拠出金の額の算定方法 ◇当該広域連合の標準給付費額の見込額の総額に財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める率を乗じて得た額	負担金算定政令 [介護算定政令第12条第1～3項]
同条第5項	政令	都道府県による財政安定化基金への繰入額の算定方法 ◇当該広域連合の標準給付費の総額に財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める率を乗じて得た額の3倍	負担金算定政令 [介護算定政令第12条第4,5項]
同条第6項	政令	財政安定化基金の都道府県繰入金に対する国の負担の算定方法 ◇当該広域連合の標準給付費の総額に財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める率を乗じて得た額に相当する額 ◇財政安定化基金の運営に関し必要な事項に係る条例委任規定	負担金算定政令 [介護算定政令第12条第6,7項] [介護算定政令第14条]
第117条第1項	政令	特別高額医療費共同事業の交付金の算定方法等 ◇交付金の算定方法 ◇対象医療費額…レセプト1件当たり400万円超	負担金算定政令 [国保算定政令附則第14項] [超高額医療費共同事業の実施について(局長通知)]
同条第2項	政令	特別高額医療費共同事業の拠出金の算定方法等 ◇拠出金の種類(医療費拠出金、事務費拠出金)及び徴収 ◇医療費拠出金の額 ◇事務費拠出金の額 ◇特別高額医療費共同事業の運営に関し必要な事項に係る省令委任規定	負担金算定政令 [国保算定政令附則第15項] [国保算定政令附則第16項] [国保算定政令附則第17項] [国保算定政令附則第20項]
第119条第2項	省令	後期高齢者調整金額の算定方法 ◇前々年度の概算後期高齢者支援金の額と前々年度の確定後期高齢者支援金の額の差額に算定率を乗じて得た額	支援金算定省令 [老健拠出金算定省令第3,4,17(端数処理),18(公示)条] [平成十八年度における老人保健法による保険者の拠出金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件(告